



平成 30 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社キューブシステム
代 表 者 名 代表取締役 社長 崎 山 收
(コード番号 2335 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員 山岡 一裕
(TEL. 03-5487-6030)

株式報酬制度の継続および第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」という。）において、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下取締役と併せて「取締役等」という。）を対象とした、2015 年度より導入済の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続およびこれに伴い第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本制度の概要につきましては、2015 年 4 月 27 日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の継続

(1) 本制度の継続手続

当社は、2015 年度より本制度を導入しておりますが、2019 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2021 年 3 月 31 日までの 3 事業年度を対象期間として本制度を継続するため、当社が委託者となって 2015 年 8 月に設定した役員報酬 B I P 信託（以下「本信託」という。）の信託期間を 3 年間延長し、株式の取得資金等を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしました。

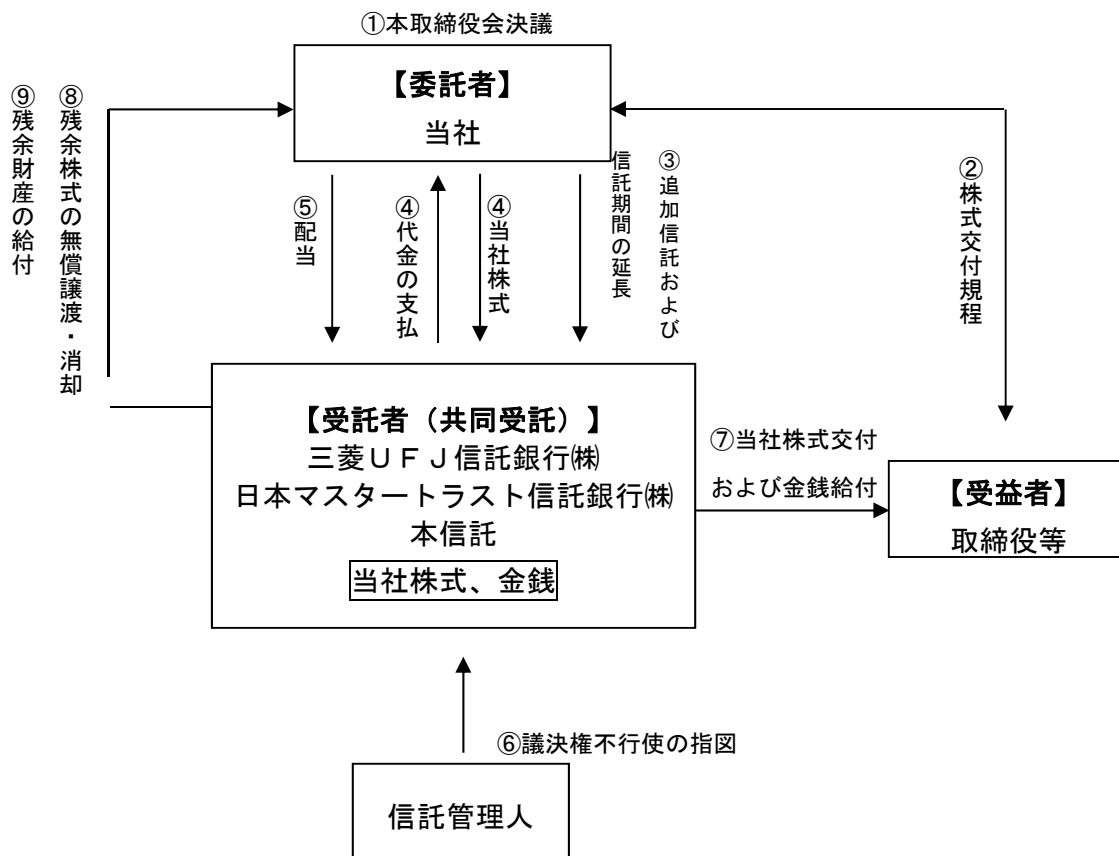
(2) 信託契約の内容（継続後）

- | | |
|--------------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行うことで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託期間延長の合意日 | 2018 年 8 月 30 日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2015 年 8 月 24 日～2018 年 8 月 31 日
(2018 年 8 月 30 日付の信託契約の変更により 2021 年 8 月 31 日まで延長予定) |

- | | |
|-----------|--|
| ⑨ 議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 追加信託金 | 97,156,000 円 (予定) |
| ⑫ 株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得 |
| ⑬ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑭ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

(注) 信託期間の延長に際し、当社、受託者および信託管理人との間で信託期間の延長に関する合意書を締結します。当社は、同合意書の締結後、2015年6月25日に開催された第43回定時株主総会(以下「2015年株主総会」という。)で承認を受けた信託金の上限および取得株式数の上限の範囲内で追加信託を行います。

＜ご参考＞本制度の仕組み



- ①当社は、本制度の継続を本取締役会において決議しております。
- ②当社は、株式報酬に係る株式交付規程を制定済です。
- ③当社は、2015年株主総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託の信託期間を延長します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得いたします。本信託が取得する株式数は2015年株主総会の承認決議の範囲内といたします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦信託期間中、各事業年度における役位および中期経営目標に対する達成度に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。
- ⑨受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

(注) 受益者への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、2015年株主総会で承認を受けた信託金の上限および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

2. 本自己株式処分について

(1) 処分の概要

① 処分期日	2018年9月3日
② 処分する株式の種類 および数	普通株式 107,000株
③ 処分価額	1株につき908円
④ 処分総額	97,156,000円
⑤ 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）
⑥ その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2) 処分の目的および理由

本自己株式処分は、本制度の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する本信託の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に従い信託期間中に取締役等に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2018年3月31日現在の発行済株式総数15,279,840株に対し0.70%（小数点第3位を四捨五入、2018年3月31日現在の総議決権個数140,354個に対する割合0.76%）となります。

(3) 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度の継続を目的として行います。また、処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日前日（2018年7月24日）の東京証券取引所における当社株式の終値である908円としております。当該価額を採用することにしたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該株価は、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（2018年6月25日から2018年7月24日まで）の終値の平均値である900円（円未満切捨て）に100.89%（プレミアム率0.89%）を乗じた額であり、同直前3か月間（2018年4月25日から2018年7月24日まで）の終値の平均値である907円（円未満切捨て）に100.11%（プレミアム率0.11%）を乗じた額であり、同直前6か月間（2018年1月25日から2018年7月24日まで）の終値の平均値である856円（円未満切捨て）に106.07%（プレミアム率6.07%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員（3名、いずれも社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(4) 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上